

《参 考 资 料》

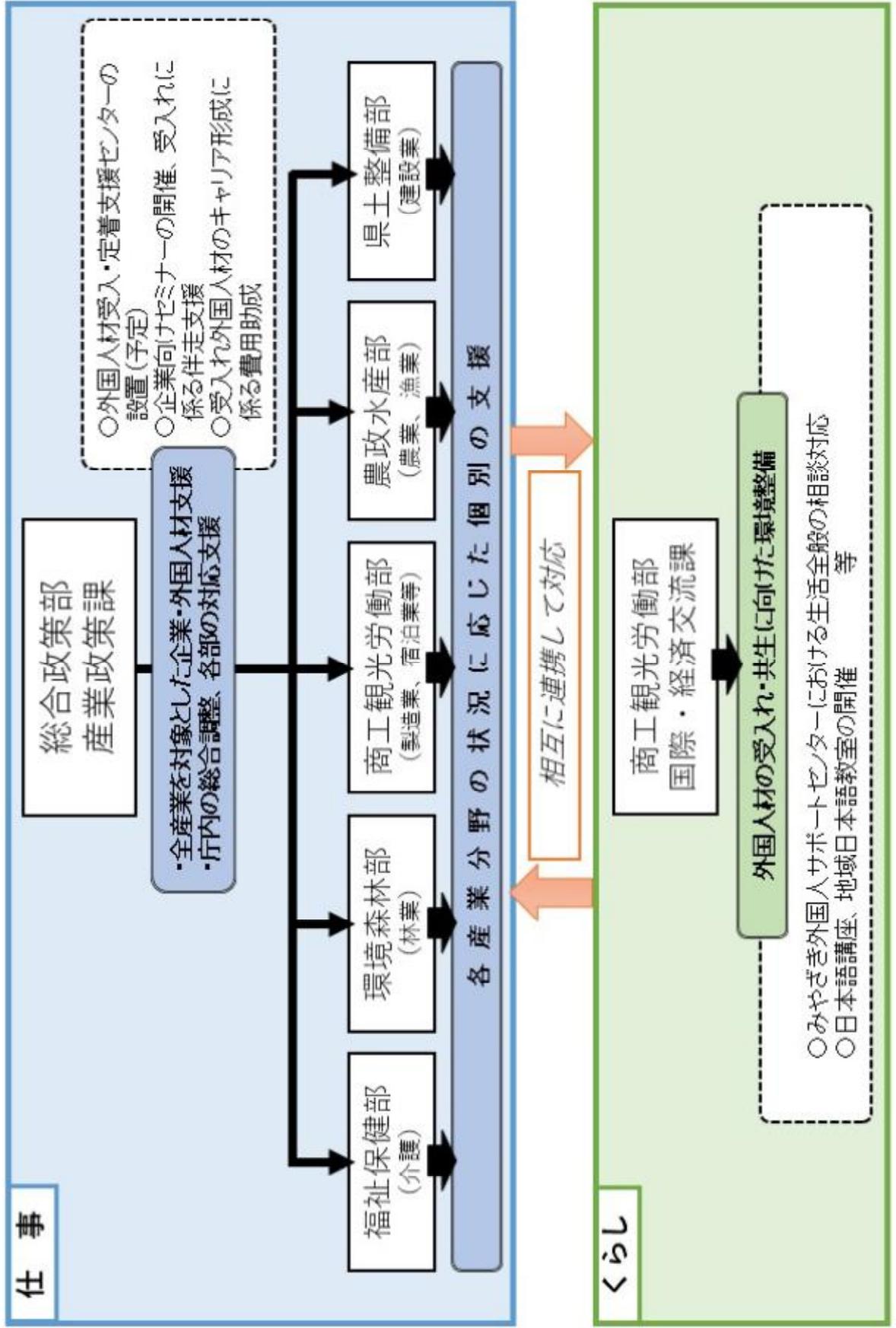
参 考 資 料 目 次

I	執行部提供資料	107
	・ 庁内の役割分担及び関連事業の概要	108
II	関係機関提供資料	111
1	在留資格一覧表	112
2	技能実習制度の仕組み	114
3	制度概要①在留資格について	114
4	制度概要②受入れ機関と登録支援機関について	115
5	技能実習と特定技能の制度比較	115
6	育成就労制度の概要	116
7	育成就労制度及び特定技能制度のイメージ	116
8	宮崎県（外国人労働者数・外国人雇用事業所数）	117
9	国籍別外国人労働者数	117
10	在留資格別外国人労働者数	118
11	産業別外国人雇用事業所数の割合	118
12	産業別外国人労働者数の割合	119
13	都道府県別外国人労働者数の推移	119
III	県内調査	121
1	国立大学法人宮崎大学（宮崎市）	122
2	農業生産法人有限会社四位農園（小林市）	122
3	一般社団法人都城国際交流協会（都城市）	123
4	豊栄グループ（都城市）	123
5	外浦漁業協同組合（日南市）	124
6	一般社団法人CODONA（宮崎市）	124
7	学校法人宮崎総合学院（宮崎市）	125
8	旭建設株式会社（日向市）	125
9	INOBECH協同組合（延岡市）	126
10	日本ホワイトファーム株式会社（日向市）	126
11	株式会社加藤えのき（宮崎市）	127
IV	海外調査（インドネシア）	129
1	BREXA Indonesia 本社	130
2	BREXA Indonesia ボゴール研修センター	131
3	BREXA Indonesia 東ジャカルタ研修センター	132
4	インドネシア大学	133
5	PT JIAEC	134
6	ジェットロ ジャカルタ事務所	135
7	在インドネシア日本国大使館	136

I 執行部提供資料

II 庁内の役割分担及び関連事業の概要

1. 庁内の役割分担



II 庁内の役割分担及び関連事業の概要

2. 庁内各課における関連事業

【受入・確保関係】 R7予算額計 116,976千円

担当課	事業名	事業期間	R6予算額 (千円)	R7予算額 (千円)	対象者	事業内容
産業政策課	外国人材定着促進支援事業費	R7～R9	0	41,402	県内企業、外国人材	外国人材に係る企業向け・外国人向けの労働相談窓口の設置、企業への伴走支援、費用助成
長寿介護課	介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業	R7～R9	20,159	8,189	介護福祉士養成施設や介護施設等を運営する法人	外国人留学生を確保するために行うPR活動や、介護福祉士を目指す外国人留学生に対して支給する奨学金等に係る経費の一部を助成
	外国人介護人材受入施設等環境整備事業	R7～R9	4,600	2,200	介護サービス事業者	外国人材を受け入れる介護事業所に必要な機材の購入や研修の実施に要する経費等への補助
	外国人介護人材住居確保支援事業	R7～R9	0	6,000	介護サービス事業者	外国人材を受け入れる介護事業所が借り上げる住居の家賃や寮などの修繕費用等への補助
	外国人介護人材定着支援事業	R7～R9	2,541	3,323	外国人介護人材	外国人材の語学力向上等に係る研修
	外国人介護人材マッチング支援事業	R6～R8	12,933	12,933	外国人介護人材、介護事業所	外国人介護人材に対する宮崎のPR、介護事業者とのマッチング支援
雇用労働政策課	外国人留学生等就職・採用支援事業	R5～R7	6,747	6,747	外国人留学生・県内企業	留学生からの就職相談、県内企業からの採用相談、県内企業とのマッチング支援、セミナーの開催
観光推進課	宿泊業人材確保対策事業の一部	R7～R9	0	6,350 (2,916)	宿泊事業者	県内専門学校等で学ぶ外国人材のインターンシップ・職場体験等の受入推進、外国人材の受入を含めた人材確保の経営課題解決に向けたセミナーの開催

II 庁内の役割分担及び関連事業の概要

【受入・確保関係】

担当課	事業名	事業期間	R6予算額 (千円)	R7予算額 (千円)	対象者	事業内容
担い手農地対策課	農業外国人材確保・定着体制構築強化事業	R6～R7	31,188	30,136	監理団体等、協議会、市町村	監理団体等の誘致活動等による新たな受入れ体制の整備、外国人材の新たな受入れ方式の検証活動支援、海外教育機関等と連携した外国人材受入れ体制構築の取組、公営住宅の活用推進等
水産政策課	漁業担い手育成強化支援事業の一部	R7～R9	11,446 (1,514)	13,925 (1,639)	登録支援機関(公社)	県内漁協等への外国人材のニーズ調査、漁協等と連携した特定技能外国人材の受入や受入後のフォロー等支援
管理課	未来を担う建設人材育成・確保事業の一部	R7～R9	0	26,460 (1,491)	外国人材	外国人材の現地送出機関等と連携した本県のPR
予算額計			79,682	116,976		

【共生関係】 R7予算額計 59,148千円

担当課	事業名	事業期間	R6予算額 (千円)	R7予算額 (千円)	対象者	事業内容
国際・経済交流課	外国人材受入環境整備事業	R5～R7	40,941	40,941	外国人住民等	外国人住民等に対する行政・生活全般の情報発信や相談対応、日本語教育の実施、多様な主体による支援・交流活動の促進、県民向け啓発イベントの開催等
医療政策課	外国人患者受入れ環境整備推進事業	R7～R9	1,911	971	医療機関	外国人が安心して医療を受けられる体制を構築するための環境整備に係る関係機関の協議会やセミナー等の開催
義務教育課 高校教育課	帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業	R6～R8	17,236	17,236	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒	拠点的功能を生かした支援や、「特別的教育課程」の編成に関する研究・充実等とおした日本語指導・支援体制の充実及び整備
予算額計			60,088	59,148		

II 關係機關提供資料



付録 在留資格一覽表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が受容する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される自教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度外国人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間 (4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得を要する活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）		研修生	2年、1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

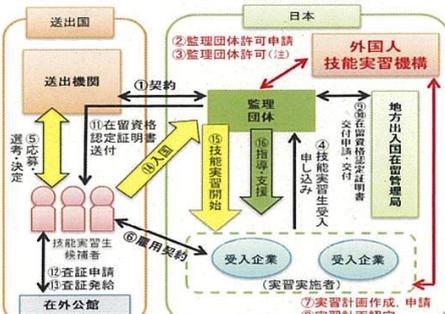
在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。
※令和4年末時点

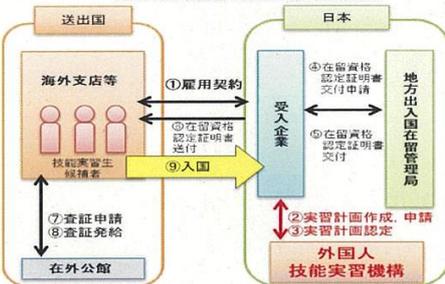
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

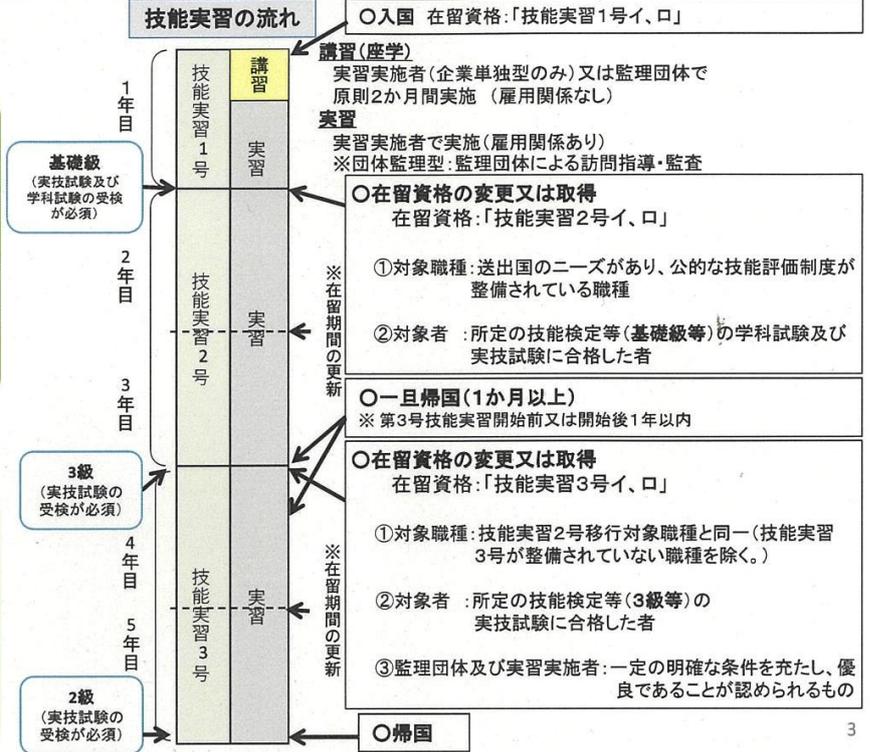


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）
農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受け入れ可。黒字は特定技能1号のみで受け入れ可。）

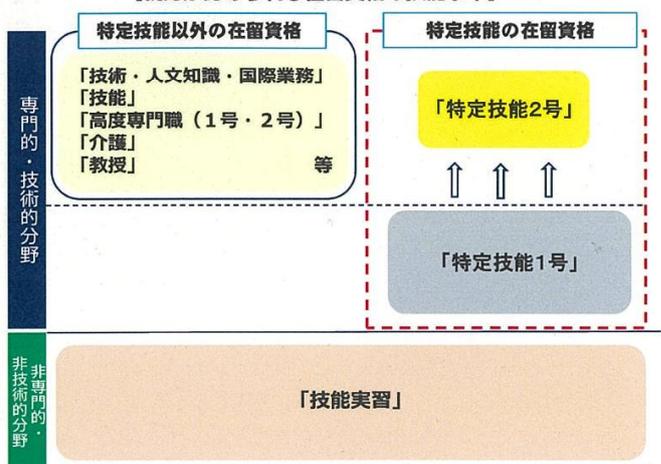
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

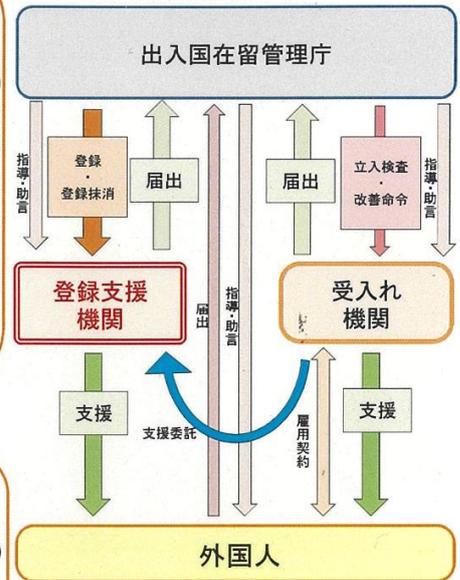
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「[出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律]」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。
（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。
分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定**を受ける）。

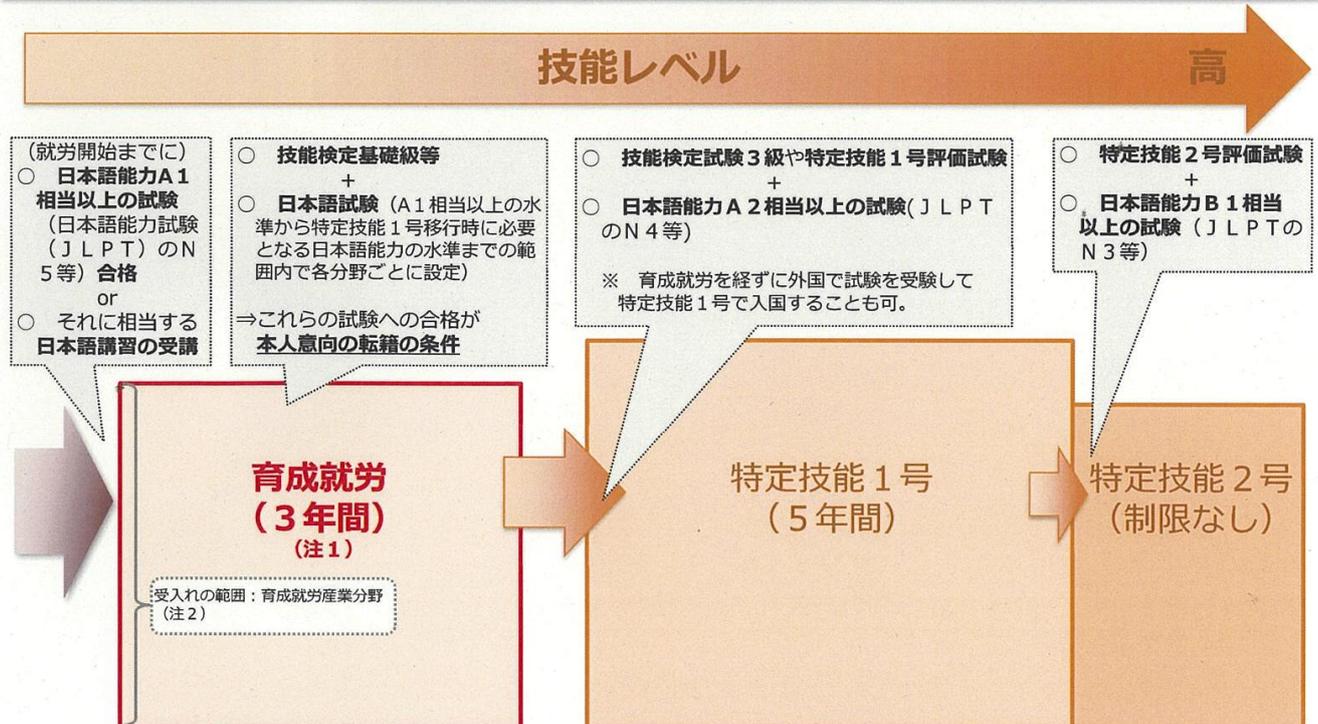
監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや受入環境整備の取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

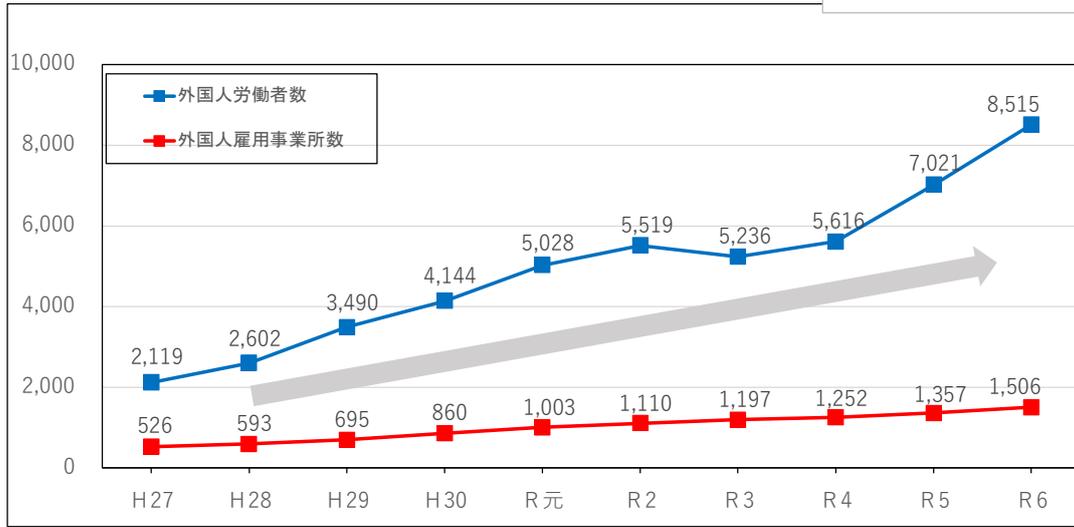


(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

宮崎県

単位：所、人
(R6年10月末時点の数値)



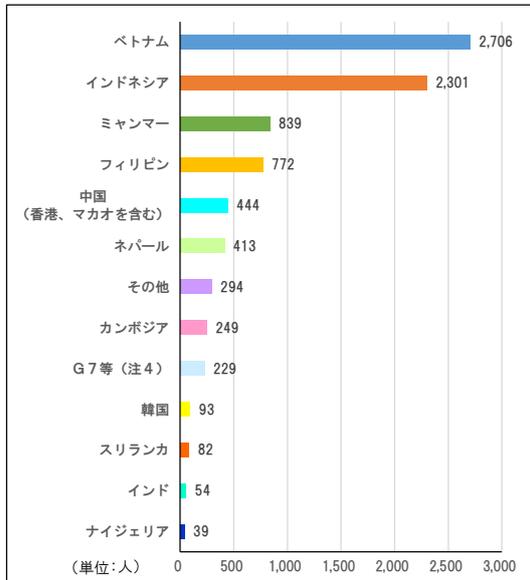
事業主から提出される「外国人雇用状況届出」のデータを取りまとめて毎年1月に公表

ポイント

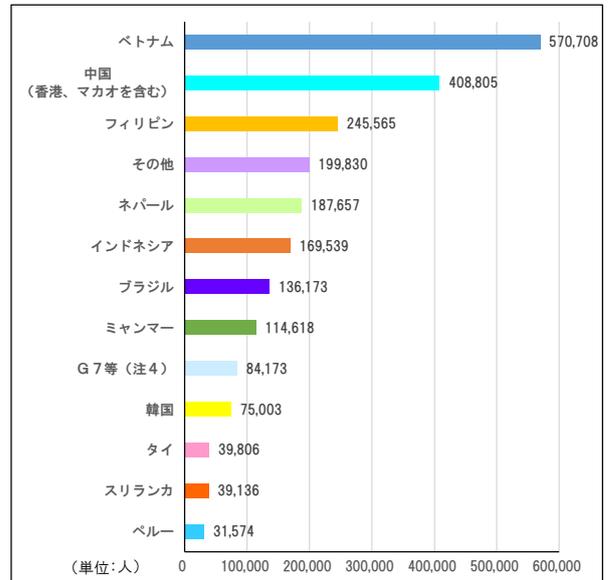
- 外国人労働者数は、8,515人で前年比21.3%（1,494人）の増加。過去最高を更新。
- 外国人労働者を雇用する事業所数は、1,506か所で前年比11.0%（149か所）増加。過去最高を更新。

国籍別 外国人労働者数

宮崎県



全国

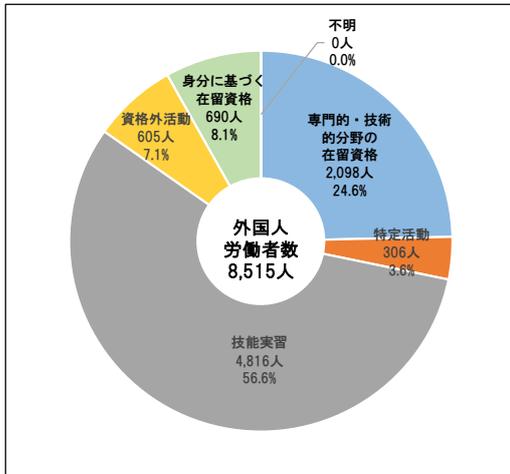


ポイント

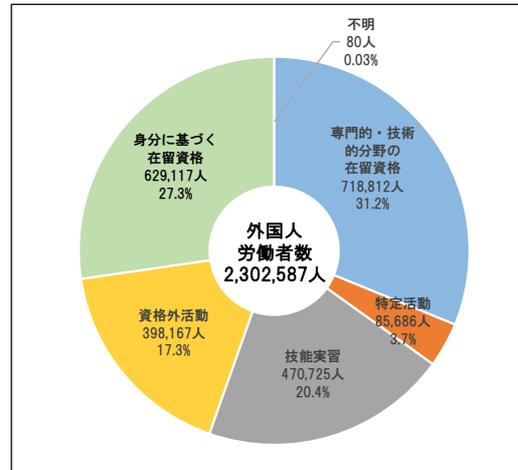
- 労働者数が多い上位3か国（ベトナム 31.8%、インドネシア 27.0%、ミャンマー 9.9%）
- 増加率が高い上位3か国（ミャンマー 66.5%増、インドネシア 42.1%増、ネパール 31.1%増）

在留資格別 外国人労働者数

宮崎県



全国

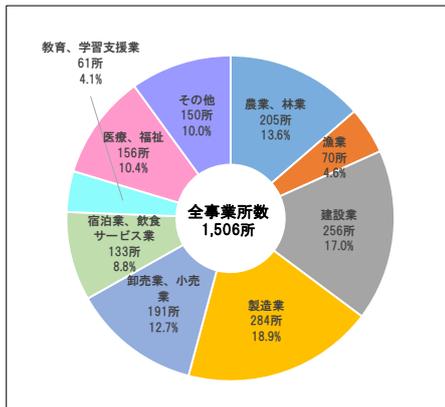


ポイント

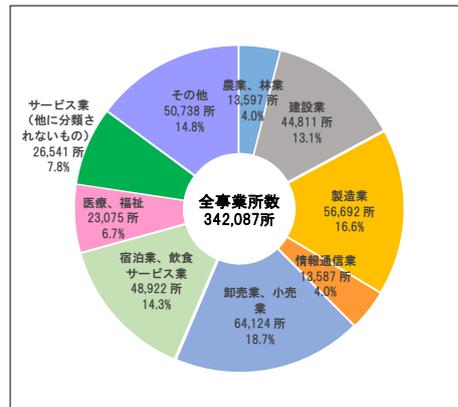
- ・労働者数が多い上位3資格（技能実習 56.6%、専門・技術的分野 24.6%（うち特定技能 16.8%）、身分に基づく在留資格 8.1%）
- ・増加率が高い上位3資格（専門・技術的分野 43.9%増（うち特定技能 68.4%増）、資格外活動 27.1%増、特定活動 22.4%増）

産業別 外国人雇用事業所数の割合

宮崎県



全国

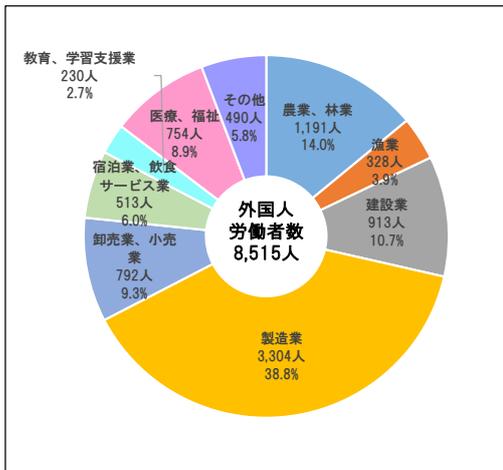


ポイント

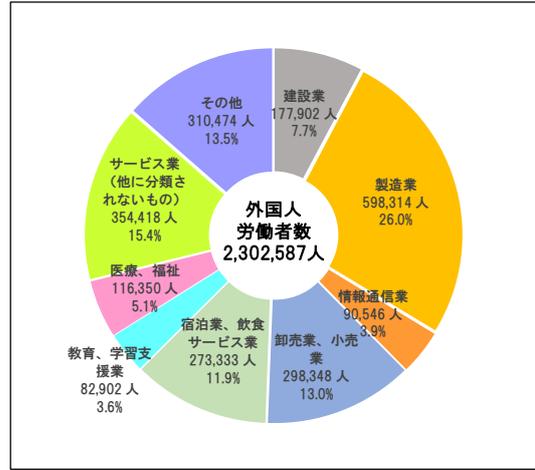
- ・外国人を雇用する事業所数の産業割合は「製造業」、「建設業」、「農林、漁業」、の順に多い。

産業別 外国人労働者数の割合

宮崎県



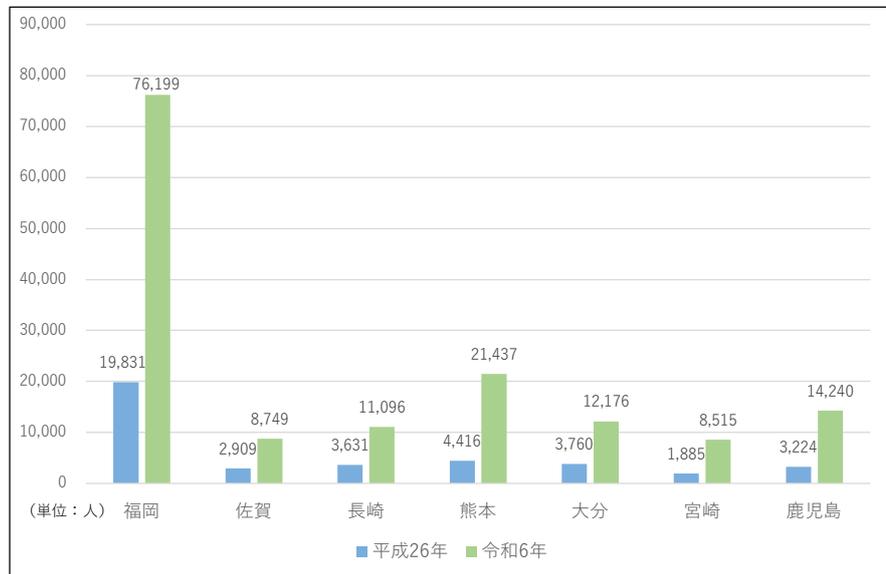
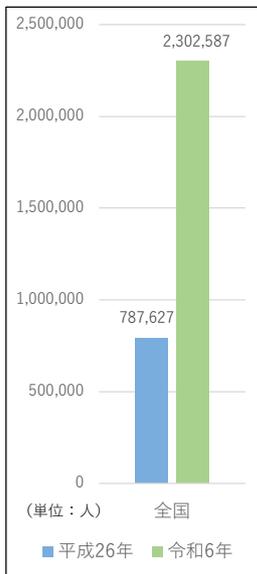
全国



ポイント

- ・外国人労働者数の産業別の割合は「製造業」、「農業、林業」、「建設業」の順に多い。
- ・外国人労働者数の増加率が高い上位3産業は「医療、福祉」（62.9%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（44.5%増）、「サービス業（他に分類されないもの）」（38.1%増）。

都道府県別外国人労働者数の推移



ポイント

- ・外国人労働者数は九州内で最も少ないが、10年前と比較すると約4.5倍に増加している。

Ⅲ 県内調査

1 国立大学法人宮崎大学（宮崎市）

＜調査日＞令和7年7月23日（水）

＜調査事項＞留学生への支援、外国人との共生の取組

＜調査概要＞

- ・ 16か国111名の留学生が在籍。インドネシア、中国、タイ、ミャンマーなどアジア圏からの受入れが全国平均と比較して高い割合を占めている。
- ・ 住居・文化・奨学金を基本原則に、日本人学生による留学生への伴走支援やイスラミックセンターの設置、県内企業と連携した奨学金制度など、留学生の多様な背景に対応した支援体制を整えている。
- ・ 24か国92機関と交流協定を締結。JICAと連携したバングラデシュ人材の就労支援や県内事業者へのインターンシッププログラムで、専門人材の県内定着を促している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 留学課程修了後に在留資格を切り替えて就労する学生は少数
- ・ 賃金だけでなくキャリアアップも定着促進の重要な要素

2 農業生産法人有限会社四位農園（小林市）

＜調査日＞令和7年7月23日（水）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（農業分野）

＜調査概要＞

- ・ 栽培から加工まで一貫した体制を整え、ほうれん草や有機栽培茶などを全国に供給。以前から外国人材の受入れを推進し、従業員の多くを技能実習生や特定技能外国人が占めている。
- ・ ベトナムの特定地域との良好な関係を構築。技能実習から特定技能への移行を推奨し、独自資料により教育。特定技能外国人は、日本人と同じ評価基準による昇給制度を設けている。
- ・ 単身寮の提供、畑の無料貸出、交通費補助などの手厚い支援で定着を促進。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 外国人の運転免許取得や外免切替えの対応場所が限定的
- ・ 生活面における医療機関受診時の言語の壁や公営住宅の活用
- ・ 受入れ費用の高騰や寮の整備・維持管理のコストの増加

3 一般社団法人都城国際交流協会（都城市）

＜調査日＞令和7年7月23日（水）

＜調査事項＞外国人との共生の取組

＜調査概要＞

- ・ ベトナム、インドネシア、ミャンマーなど東南アジア圏を中心とした外国人住民が増加。会報「M I A N e w s」を多言語発行しているほか、ホームページやSNSで日本語、英語、中国語、モンゴル語で情報を発信している。
- ・ 平日夜間・休日にも対応する相談窓口の設置や、ボランティア講師による日本語学習の機会、日本の生活ルールへの対応を支援するためのゴミ出しルール等を学ぶ機会を提供。
- ・ 盆地まつりへの参加、「ワールドフェスタ in みやこのじょう」開催で相互理解の場を創出。市民向けに語学講座やサロンを開催し、外国人との共生意識の醸成を図っている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 外国人独自のコミュニティ形成で行政支援利用が限定的
- ・ ゴミ出しや礼拝時間といった文化相違による地域住民との摩擦

4 豊栄グループ（都城市）

＜調査日＞令和7年7月23日（水）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（介護分野）

＜調査概要＞

- ・ 介護、福祉、医療、教育の人材不足に対応するため、多様な国籍の外国人材を受け入れ、グループ内の日本語学校と訓練施設で日本語と介護専門知識を教育している。
- ・ フィリピンとは約30年の交流で信頼関係を構築。ネグロオクシデンタル州と連携し、現地に設置したトレーニングセンターで候補生を選抜し、日本の養成校で教育。修了者の介護福祉士合格率は70%以上と全国平均約35%を大きく上回っている。
- ・ 日本語学校では、道德教育、住居・医療・通訳の生活支援を柱とした体制を構築。実務に特化した日本語教育と定期面談によるキャリア支援で定着を図っている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 日本語能力試験と現場の実務で用いる言葉とのギャップ
- ・ 外国人材の都市部への流出
- ・ 特定技能制度の普及による留学生の需要の変化への対応

5 外浦漁業協同組合（日南市）

＜調査日＞令和7年7月24日（木）

＜調査事項＞登録支援機関・監理団体としての取組（漁業分野）

＜調査概要＞

- ・ 外浦漁業協同組合は、登録支援機関・監理団体として、かつお一本釣りや定置網漁業、まぐろ延縄漁業における外国人材の受入れを支援している。まぐろ延縄漁業ではマルシップ制度を活用。
- ・ 令和7年12月から技能実習制度での受入れを停止し、特定技能制度による受入れに一本化する予定。
- ・ インドネシアの経済発展に伴う求職者の減少により人材獲得競争が激化する中、待遇改善や海技免状取得支援、新規入国者への漁労用品支援等に取り組んでいる。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 技能実習カリキュラムと現場実態の乖離
- ・ 仲介業者を介さない直接連携によるコスト削減
- ・ 海技免状取得に係る制度的制約
- ・ 特定技能2号移行に必要な日本語能力の習得

6 一般社団法人CODONA（宮崎市）

＜調査日＞令和7年7月24日（木）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組、登録支援機関としての取組（介護分野）

＜調査概要＞

- ・ 少子高齢化に伴う介護分野での人手不足が深刻化する中、外国人材は重要な担い手となっている。特定技能1号のほか介護福祉士資格取得により長期滞在が可能であり、試験制度改正により負担軽減が図られている。本県ではフィリピンやベトナムなど4か国を中心に受け入れが進んでいる。
- ・ フィリピンからの受け入れは経済連携協定（EPA）の枠組みで実施され、英語圏の教育背景を持つほか、看護・医療系人材が豊富である。また、宮崎総合学院への1年間の留学により実践的能力を備えることで現場研修期間を大幅に短縮できている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 入国後に日本語を学習できる機会が限定的
- ・ 受入れに係る煩雑な手続きと高額な人材受入れ費用
- ・ 介護現場の人材不足により外国人材教育が困難

7 学校法人宮崎総合学院（宮崎市）

＜調査日＞令和7年8月5日（火）

＜調査事項＞留学生への支援、日本語教員の養成

＜調査概要＞

- ・ 日本語教育課程に約250名、専門教育課程に約130名が在籍。日本語教育は習熟度により1年から2年の期間、マナー教育も併せて実施している。卒業生の多くは専門学校進学を経て国内事業者への就職を目指す体系である。
- ・ 日本語教員養成コースを設置し、社会人等に対して1年間の教育を実施している。
- ・ 国際ビジネス科に在籍する学生の約8割はネパール出身で、宿泊業に特化したコースでは、業界団体と連携した実務教育を実施している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 特定技能外国人の人材流出
- ・ コミュニケーション能力の不足や生活習慣教育の負担
- ・ 教員不足と経営的制約により教育拠点拡大が困難
- ・ 正社員として外国人を受け入れる県内事業者が少数

8 旭建設株式会社（日向市）

＜調査日＞令和7年8月5日（火）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（建設業分野）について

＜調査概要＞

- ・ 土木工事における施工管理業務を主とする企業である。社員76名のうち5名がミャンマー人であり、少子高齢化による労働力不足対応とDX化による業務効率化を図るため、高度な専門性を有する人材として受入れている。
- ・ 社宅整備や送迎対応、入国手続きのサポートなど住環境整備に努めている。ミャンマー人材は博士号・修士号取得者で日本語能力試験N2や高い英語力を備え、DX推進の中核人材として活躍している。試用期間終了後は日本人社員と同等の待遇としている。
- ・ 同社の外国人材は、温暖な気候と親切的な人間性といった住みやすさから本県を選んだ。

＜質疑応答や意見交換で明かとなった課題＞

- ・ DX化が進む土木業界における肉体労働という印象の払拭
- ・ ミャンマーの国内情勢により外子行く人材の帰国が困難
- ・ 外国人材は就職先の選定において、SNS等を通じた情報収集を重視

9 I NOBECH協同組合（延岡市）

＜調査日＞令和7年8月5日（火）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（製造業分野）

＜調査概要＞

- ・ I NOBECH協同組合の組合員企業22社のうち4社が外国人材を受け入れている。
- ・ 太陽工業株式会社はミャンマーから技能実習生とエンジニア等の高度外国人材を受け入れ、延岡・ミャンマー交流協会を通じた縁をきっかけに採用をはじめた経緯がある。森山工業株式会社はミャンマー人材を雇用し技術継承に取り組む一方、多様性の受入れを方針に掲げ、今後はインドネシアから女性の技能実習生を受入れる計画。株式会社昭和はベトナム人エンジニアを雇用し、家族での定着促進のため保育園・小学校手続き支援や配偶者雇用を実施している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 技能実習生の都市部への流出が顕著
- ・ 育成就労制度の開始による人材流出の加速化
- ・ インドネシア国内の経済発展に伴う求人応募者減少の懸念

10 日本ホワイトファーム株式会社（日向市）

＜調査日＞令和7年8月6日（水）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（畜産業分野）

＜調査概要＞

- ・ フィリピンとカンボジアの外国人材を積極的に受け入れ、食品工場や生産農場での製造・生産の基幹業務を日本人従業員とともに担っている。
- ・ 技能実習から特定技能への移行を推進しており、特定技能外国人の賃金は日本人熟練従業員と同水準とし、賞与も支給している。
- ・ 定着促進のため工場近隣に安価な家賃の自社寮を整備し、生活基盤の安定を図っている。また、国内観光の支援のほか、柔軟に一時帰国を認めるなど、福利厚生の実施を図っている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 円安等の影響による欧米諸国への転籍
- ・ 国内人材の確保が極めて困難

11 株式会社加藤えのき（宮崎市）

＜調査日＞令和7年8月6日（水）

＜調査事項＞外国人材の受入れに関する取組（食品製造業分野）

＜調査概要＞

- ・ 技能実習生や特定技能外国人を受け入れ、正社員としても複数の外国人を雇用している。登録支援機関委託料や管理体制整備、生活サポートに多額のコストがかかり、現在は日本人を雇用するよりも費用を要している。
- ・ 複数国から受け入れることで互いに刺激し合う環境を整え、優秀なスタッフを教育と通訳に活用している。業務は農作業からパッケージングまで多岐にわたり、ほぼ全工程を外国人材が担っている。フォークリフト免許取得を推進しているほか、生産性を数値化した査定により、高い成果にインセンティブ付与する仕組みの導入を進めている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった課題＞

- ・ 外国人材の管理費負担
- ・ 生活習慣の違いから生じる地域住民との摩擦
- ・ 特定技能外国人の人材流出

IV 海外調査（インドネシア）

1 BREXA Indonesia 本社

＜調査日＞令和7年10月15日（水）

＜調査事項＞高度外国人材や特定技能外国人を主とした外国人材の育成

＜調査概要＞

- ・ インドネシアは国土面積が日本の約5倍で、人口約2億8,000万人の多民族国家である。500以上の民族が居住する一方、公用語はインドネシア語に統一され、「多様性の中の統一」を国是としている。昭和24年の独立以来、日本とは65年以上にわたり政府開発援助を通じた親交を継続している。
- ・ BREXA Indonesiaは、平成27年設立の総合人材サービス企業で、平成27年の送出機関認可取得以来、累計約1万1,000人を日本へ送り出した実績を有する。令和6年は約2,400名、令和7年は3,000名強の送出を見込むなど、高い伸びを示している。
- ・ 人材リクルートは、国内の大学・高校約300校との提携ネットワークを構築し、セミナー開催や求人サイト運営、地方労働局等との連携を通じて全業種に対応可能な人材を確保している。
- ・ 研修体制は、国内11の自社運営研修センター展開による技能実習生の出国前研修及び特定技能試験対策を実施している。最大規模のボゴール研修センターは、令和8年1月に約1,000人規模の施設への拡張を予定している。
- ・ 日本語教育は、日本語能力試験N4レベルを基本とし、8名の日本人講師を雇用する。実習生が日本人の気質に慣れるよう対話研修を重視している。
- ・ 失踪防止策は、悪質ブローカー排除を最優先課題に位置付け、提携先を厳選し、手数料上限設定を義務づけている。教育費は頭金2万円に抑え、残りを就労後の後払いとする仕組みを導入している。
- ・ 地方自治体や地方銀行との連携を通じ、マッチングサポート及び交流会支援を展開している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ インドネシア国内において経済格差及び高い若年失業率が見られる中で、日本は人権保護や登録支援機関による支援体制が充実しており、ブルーカラー層の人材にとって魅力的な就職先
- ・ 宗教上の習慣は事前教育と事業者による配慮のバランスが重要で、相互理解があれば柔軟な対応が可能
- ・ 若年層は必ずしも都会志向ではなく、職場の雰囲気や福利厚生、待遇を重視する傾向。口コミを通じた人材確保に繋げるためには、安定した雇用実績の積み重ねが重要

2 BREXA Indonesia ボゴール研修センター

＜調査日＞令和7年10月15日（水）

＜調査事項＞製造業・農業・漁業等の分野における外国人材の研修状況

＜調査概要＞

- ・ ボゴール研修センターでは、特定技能外国人と技能実習生を対象とした教育を実施している。現地スタッフのほか、日本人教師2名が常駐し、日本人の視点から研修生の適性を確認した上で送り出す体制が整備されている。
- ・ 技能実習生は4か月間の日本語教育を実施し、特定技能外国人は4か月の日本語教育に1か月の試験対策期間を加えた課程で、日本語能力試験N4相当の試験に合格して出国する。
- ・ 教材は「いそどろり 生活の日本語」を使用し、週5日、1日8時間の対面授業により日本語で会話できる水準まで指導される。午後の授業では会話発表を取り入れるなど、実践的な日本語能力の習得が図られている。
- ・ 日本語教育とは別に異文化理解の授業を実施しており、ゴミ出し等の生活習慣、キャリアプラン及びライフプラン作成を通じて入国後のトラブル防止に取り組んでいる。
- ・ 研修生の9割以上がイスラム教徒のため、日本での食事における豚肉やアルコールの扱い、就労先でのお祈り時間確保の困難性及び断食期間中の休暇がないことについて、事前の指導が実施されている。
- ・ 研修生の主な年齢層は18歳から25歳であり、アルバイト習慣が少ないため社会人としての心構えの教育が重視されている。全寮制の生活を通じ、自炊や洗濯などの生活能力の習得も図られている。
- ・ 研修生の出身地はインドネシア全土にわたり、定着率は高い。募集は常時行われているが、高校卒業時期に合わせて入校者数が増加する傾向を示している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ 日本での就労経験が少ない若年層に対する社会人教育の実施
- ・ ゴミ出し等の生活習慣の違いによるトラブル防止
- ・ 宗教上の習慣と日本の職場環境との調整

3 BREXA Indonesia 東ジャカルタ研修センター

＜調査日＞令和7年10月15日（水）

＜調査事項＞介護・宿泊・外食等の分野における外国人材の研修状況

＜調査概要＞

- ・ 東ジャカルタ研修センターは、介護、外食、宿泊といったサービス業に従事する人材の教育を実施している。研修生の男女比は女性が約7割を占め、介護分野における需要の伸びを受け、実技室を備えるなど介護の専門教育に注力している。
- ・ 日本語教育は、日常的な場面で使われる日本語を理解するN3レベルの習得を目指し、日本人の教師が常駐している。「いろいろ 生活の日本語」により基礎を固めた後、サービス業に求められる高度な能力を身につけさせている。
- ・ 職種決定は入校2か月後に行われるが、建設、漁業、介護については専門性が高いため、入校段階で決定し専用カリキュラムで教育を開始する体制となっている。
- ・ 介護分野では、日本とインドネシアで技術や考え方が異なるため、日本人の介護福祉士が中心となって技術指導を行っている。自社独自のテキストを作成して活用し、研修生の合格率は約7割となっている。
- ・ 介護分野の教育期間は1年間にわたるため費用負担が高額となり、受入れ事業者が費用の半分を負担する仕組みが導入されている。
- ・ 研修生は、大学進学や資金確保やキャリアの可能性を広げる目的で日本での就労を希望する者が多く、日本で得た資金で母国の大学進学及び専門職就職を目指している。
- ・ 漁業分野では国外漁船でのトラブル事例の影響により募集が困難であり、外食及び宿泊分野ではインドネシア側での就労希望者が多いのに対し、日本の事業者からの求人が少ないという需要の不一致が見受けられている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ 日本語で行われる介護試験の言語的難易度の高さ
- ・ 研修生の費用負担の軽減
- ・ 日本国内における外食及び宿泊分野の求人枠の拡大

4 インドネシア大学

<調査日>令和7年10月15日（水）

<調査事項>高度外国人材の教育

<調査概要>

- ・ インドネシア大学は、医学、法学、経済学など13の学部を設置するインドネシアを代表する大学であり、年間卒業生は約1万6,000人に上る。令和5年実績における卒業生の進路は、就職が約71.3%、大学院進学が約13.2%、求職中が約12.3%となっている。
- ・ インドネシアの大学生は、卒業後に就職活動を行うのが一般的である。インターンシップに参加している学生の中には、卒業後も継続した後に正規社員として就職する者もいる。
- ・ 大学内のキャリア・デベロップメント・センター（CDC）では、インターンシップセミナーの場を設けている。日本からの参加事業者は1回あたり5社程度で、その主な業種はIT系である。宮崎県の事業者が参加を希望する場合は、CDCでの対応が可能である。
- ・ 同大学を卒業して外国人材として就労する者の多くは高度外国人材であり、その中でもエンジニア系の人材が大きな割合を占めている。卒業生はインドネシア語のほかに英語も身につけているが、日本の事業者がリクルートする際には日本語能力が課題となっている。
- ・ BREXA Indonesiaの研修センターで日本語能力を身につけることで日本の事業者とのマッチングを図る取組が行われている。日本の事業者からエンジニアの受入れについて問合せを受けるなど、この取組が注目を集め始めている。
- ・ 卒業生が外国人材として出国先を選ぶ際には賃金を最も重視しており、加えて治安等の安全面も重視している。出国先としてはアメリカが最も多く、次いでオーストラリア、シンガポールと続いており、日本は7番目の多さとなっている。

5 P T J I A E C

＜調査日＞令和7年10月16日（木）

＜調査事項＞介護分野の技能実習生を始めとした外国人材の育成・研修状況

＜調査概要＞

- ・ P T J I A E Cは、平成5年に公益社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会（J I A E C）のパートナーとして事業を開始した送出機関である。日本の技能実習制度を通じたインドネシアの若者の能力向上を理念に掲げ、選考からマッチング、入国手続き、帰国後のキャリア支援までを一貫して行っている。
- ・ デポックの本部には約150名の職員が在籍し、国内3拠点に研修センターを構えている。平成12年以降、年間1,000人以上の実習生を日本へ送り出しており、国内487の教育・訓練機関との提携に加え、日系企業の現地法人とも協力して帰国後の就職支援体制を整えている。
- ・ 本県に対しては、過去10年間で34社へ合計686名の技能実習生を送り出したほか、令和4年以降は特定技能外国人61名への支援も実施している。
- ・ 受入れから帰国までの流れは、専門高校の卒業生等を対象とした厳格な選抜試験を経て、国内のセンターで4か月間、介護職については8か月間の事前講習を実施する。講習は寄宿制の共同生活の中で行われ、日本語教育のほか、日本文化、調理、自転車の安全運転などが指導される。
- ・ 入国後も成田での1か月の講習を経て事業者へ配属され、実習期間中は職員が月1回の巡回訪問による指導やメンタルケアを継続して実施している。
- ・ 宮崎県内での就労を経て帰国し、現地で起業した元実習生への聞き取りでは、地方は都市部と比べて物価が安いとため、起業資金を蓄えやすかったという利点が挙げられた。起業した事業分野は農業や建築など様々であり、キャリアアップを実現している。
- ・ 経営者との家族ぐるみの交流など、受入れ事業者側の親切な対応が定着に寄与した一方で、日本特有の細かな規則への適応には当初戸惑いがあったとの話も聞かれた。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ 賃金のみならず教育支援や安全な環境などの魅力を伝えていくことが重要
- ・ 外国人材を一時的な労働力としてではなく、キャリアアップを目指すパートナーとして尊重する事業者の姿勢や、現場職員を含むムスリム文化への理解の徹底
- ・ インドネシア国内の核家族化による介護需要の高まりを見据えた、将来的な介護人材の育成

6 ジェトロ ジャカルタ事務所

＜調査日＞令和7年10月16日（木）

＜調査事項＞インドネシアの経済状況や高度外国人材育の送り出し

＜調査概要＞

- ・ インドネシアは、豊富な資源と広大な国土を有し、東南アジア最大の経済規模を誇る民主主義国家である。人口は約2億8,000万人と世界第4位の規模で、世界最大のイスラム人口を擁している。令和6年時点の平均年齢は約30歳と若く、人口ボーナス期は15年ほど継続する見通しである。
- ・ 新政権は質の高い雇用機会の拡大を掲げており、海外移住労働者を大幅に拡大する方針が発表されている。一方で、令和7年8月には大規模な反政府デモが全土に拡大し、社会的な緊張が高まった。
- ・ 日本からの直接投資は、自動車・輸送機器産業が約4割を占めており、投資先は主にジャワ島に集中している。日系企業は市場の成長性を高く評価しているが、複雑な税務・法制度や人件費の高騰を懸念事項として挙げている。
- ・ 教育水準については、ASEAN主要国内では中位に位置しており、日系企業は現地人材に対し規律の遵守や社会性、数学的素養を求めている。日本語学習の動機は、日本文化への関心のほか、就職や留学を目的とするものが多くなっている。
- ・ 日本におけるインドネシアからの技能実習生および特定技能外国人の数は、ベトナムに次いで世界第2位に位置し、近年急激に増加している。主な職種は建設、食品製造、農業、介護などであり、受入れ先は大都市圏のほか、農業分野を中心に茨城県や北海道でも多くなっている。
- ・ 高度外国人材や留学生の比率は低く、今後の課題とされている。イスラム教徒の日本での生活においては、礼拝所の不足やハラール食品の入手、断食期間の生活調整が課題となるが、個室での礼拝やアプリを活用した食材確認などの対応事例が増えている。
- ・ ジェトロは、日系企業の海外展開支援を主軸としつつ、外国人材支援においては高度外国人材に特化した活動を行っている。日本での経験を積んだ人材が将来的に母国で中核として活躍することを見据えた支援体制となっている。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ 経済成長に伴う人件費の高騰
- ・ 長期的には少子高齢化が進む人口構造の変化

7 在インドネシア日本国大使館

＜調査日＞令和7年10月16日（木）

＜調査事項＞インドネシアの状況（教育・文化関係）

＜調査概要＞

- ・ インドネシアにおける日本語学習者数は約71万人に達しており、これは中国に次いで世界第2位の規模となっている。日本語教育機関も全土で2,800か所以上を数え、日本語教師数も世界第4位の約5,700人となっている。
- ・ 国際交流基金が実施する「日本語パートナーズ事業」においても、インドネシアへの派遣者数は全派遣国の中で最多となっている。教育分野の交流は両国政府にとっての最重要課題であり、令和7年1月の首脳会談では、人材育成の重要性と双方向の往来強化が改めて強調された。
- ・ 定期的に開催される日インドネシア学長会議には多くの大学が参加しており、令和6年時点での日本への留学生数は5,397人を数えている。
- ・ 外務省による「対日理解促進交流プログラム（JENESYS）」を通じ、平成19年以降6,000人以上のインドネシア人が招聘され、日本の政治、経済、文化等への理解促進と対外発信の強化が図られている。
- ・ 平成21年から官民一体の「ジャカルタ日本祭り」が毎年開催されており、文化体験やスポーツ交流を通じて両国の友好関係を育む場となっている。
- ・ 諸外国の若者を地方公務員として任用し、教育や国際交流の機会を提供する「JETプログラム」には、これまで累計で26人のインドネシア人が参加している。

＜質疑応答や意見交換で明らかとなった事項＞

- ・ 新政権の経済政策が目標に達していないことによって厳しさを増している中間層の経済状況
- ・ 富の不均衡への不満や、警察による鎮圧を契機とした抗議行動の激化など、国内の不安定な政治情勢
- ・ アニメ文化が日本語学習の入り口としての役割を担っている中での、より効果的な文化発信のあり方